

射水市社会福祉施設指定管理者候補者選定委員会の審査結果について

1 施設の名称等

- (1) 名称 いみず市民交流プラザ
- (2) 所在地 射水市戸破4200番地11

2 指定管理者の募集概要

- (1) 指定管理者が実施する主な業務
  - ア いみず市民交流プラザの維持管理に関する業務
  - イ いみず市民交流プラザの利用の承認に関する業務
  - ウ いみず市民交流プラザの利用料金の徴収に関する業務
  - エ その他仕様書に記載する業務
- (2) 指定期間
  - 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで（3年）
- (3) 申請者数
  - 3者

3 選定結果

(1) 選定基準

審査基準	審査の視点	判定
1 市民の平等な利用の確保 (条例第4条第1号)	市民の平等な利用が確保される内容になっているか。	平等利用が確保されない場合は選定しません
2 公の施設の効用の最大限の発揮 (条例第4条第2号)	<p><b>【施設設置目的の達成】（10点）</b></p> <p>a 施設の設置目的を認識し、運営方針が施設の設置目的に合致しているか。</p> <p>b 事業計画書等が施設の保守点検等の維持管理業務及び安全管理は適切に実施できる内容となっているか。</p> <p><b>【サービスの向上】（15点）</b></p> <p>a 自主事業の内容が施設の設置目的に合致しており、かつ利用者にとって魅力的なものとなっているか。</p> <p>b 利用者のニーズを把握し、改善に結びつける方策がとられているか。</p> <p>c 管理運営全般について定期的に自己評価し、改善に結びつける方策がとられているか。</p> <p><b>【施設効用の最大化】（10点）</b></p> <p>a 事業計画の内容が、具体的、現実的であり、かつ創意工夫や積極性が見られるか。</p> <p>b 施設利用を促進させる方策（営業・広報活動等）が提案されているか。</p>	50点

	<p><b>【地域活性化の取組】（15点）</b></p> <p>a 市内在住者の雇用や市内事業者の活用など、地域資源を活用する提案があるか。</p> <p>b 地域や関係機関等との連携や協働による事業を展開し、地域価値の向上を図る内容であるか。</p>	
<p>3 管理運営経費の縮減等 (条例第4条第2号)</p>	<p><b>【管理運営に係る収支の内容と的確性】（20点）</b></p> <p>a 提示された指定管理料の範囲内において、事業の実施、施設の管理運営にかかる経費が適正に見込まれており、健全な運営が確保されているか。</p> <p>b 経費の節減のための効率的な管理運営の創意工夫が示されているか。</p> <p>c 管理経費の積算基準が、明確な積算根拠を基に示されているのか。</p> <p>d 経費削減のための具体的かつ実現可能な提案を前提とした提示額となっているか。</p>	20点
<p>4 公の施設の管理を適正かつ確実にを行うための財産的基礎及び人的構成 (条例第4条第3号)</p>	<p><b>【安定した基礎能力】（10点）</b></p> <p>a 団体の経営状況に問題はないか。また、施設管理運営の経験があるか。</p> <p>b 指定管理業務を安定的かつ確実にを行うための経理的基礎を有しているか。</p> <p><b>【安定した人的管理能力】（10点）</b></p> <p>a 管理を行うための人員配置、責任体制及び管理監督体制（労働関係法令等の遵守を含む）は適切か。</p> <p>b 職員の資質・能力向上を図るための研修、体制が図られているか。</p> <p><b>【適切な管理体制】（10点）</b></p> <p>a 日常の安全対策や事故発生時の対応、非常災害時の危機管理体制などが、十分に考えられているか。</p> <p>b 個人情報保護について、その重要性を認識し、対策を講じているか。</p>	30点
	合 計	100点

## (2) 結果概要

申請者	審査項目	1 市民の平等 な利用の確 保	2 公の施設の 効用の最大 限の発揮 (250点)	3 管理運営経費 の縮減 (100点)	4 公の施設の管 理を適正かつ 確実にを行うた めの財産的基 礎及び人的構 成(150点)	合 計 (500点)
		確保されている	185	61	97	343
		確保されている	201	70	107	378
株式会社 技研サービス		確保されている	185	78	127	390
指定管理者候補者：株式会社技研サービス (備考) これまでも本市公共施設の指定管理者として、施設の適切な管理及び適正な運営を行っていること並びに県内外での様々な施設の管理運営の経験とノウハウを生かした事業計画が提案されるなど、施設の活性化が期待できると判断した。						

※ 委員5人の採点の合計で、合計欄の最高は500点となります。

※ 審査基準に基づいた得点の合計点が満点の6割(300点)に達していない場合は、基準に満たなかったと判断し、選定しません。